

東京都大学サッカー連盟 加盟大学規程 改正内容 (2022年2月施行)

該当箇所	旧	新 (2022年2月以降)
第8条	<p>本連盟に提出する「プロフィールシート」に記載された監督又はスタッフが試合へ帯同およびマッチコーディネーションミーティング（以下MCM）へ必ず出席すること。ただし、代表出席者は社会人に限る。社会人とは、原則として学生・大学院生は除くが、相応しい事情がある場合には、連盟に申請した後、理事会で審議決定する。なお、体調不良等含む理由は如何に問わず欠席を認めない。</p>	<p>本連盟に提出する「プロフィールシート」に記載された監督又はスタッフが試合へ帯同およびマッチコーディネーションミーティング（以下MCM）へ必ず出席すること。ただし、代表出席者は社会人に限る。社会人とは、原則として学生・大学院生は除くが、相応しい事情がある場合には、連盟に申請した後、理事会で審議決定する。なお、原則として、体調不良等含む理由は如何に問わず欠席を認めないが、理事会で審議決定するものとする。なお、「プロフィールシート」記載の監督は社会人に限る。</p>
第9条	<p>第5条第4項とは別に社会人（大学院生等除く）の運営委員を1名選出すること。監督との兼任は可とする。社会人の定義は第8条に準ずる。</p>	<p>第5条第4項とは別に社会人（大学院生等除く）の運営委員を1～3名選出すること。監督との兼任は可とする。社会人の定義は第8条に準ずる。社会人運営委員の当該年度中の変更は原則として認めない（上限内の追加は可）。監督または社会人運営委員が全公式戦のうち60%以上の試合に帯同およびMCMへ出席すること。</p>
第10条	<p>当連盟主管の公式戦において、土・日曜日（月～金曜日の祝日除く）に2試合以上を開催することができる会場を年間で3回以上の提供及び試合運営を行うこと。ただし、山梨県に所在する大学は本条を適用しない。</p>	<p>当連盟主管の公式戦において、土・日曜日（月～金曜日の祝日除く）に2試合以上を開催することができる会場を年間で3回以上の提供及び試合運営を行うこと。「2試合以上の開催」には、各1試合以上の「1部または2部リーグ」が含まれるものとする（チャレンジリーグ2試合の開催は含まない）。ただし、山梨県に所在する大学は本条を適用しない。</p>
第12条 別表	<p>(新規追加)</p>	<p>(チームに関すること 1ポイント) ・「試合運営マニュアル」に則らない試合運営</p>
第12条 別表	<p>(学生審判員に関すること 5ポイント) ・審判担当を認識しておらず、会場に向かっていない</p>	<p>(学生審判員に関すること 5ポイント) ・MCMまでに到着しておらず、事前連絡もない</p>